

特別寄稿



マイナンバー制度と個人情報保護法

～個人情報保護法の改正～

情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 教授 湯浅壘道

[後編]

湯浅壘道 (ゆあさはるみち)

1970年生まれ。青山学院大学法学部卒業。慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程退学。九州国際大学法学部教授、副学長を経て2011年より情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授。埼玉県特定個人情報保護評価委員会委員長、埼玉県本人確認情報保護審議会会長、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員、一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長、(株)ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員。情報ネットワーク法学会副理事長、日本セキュリティ・マネジメント学会常任理事。著書に『被災地から考える日本の選挙—情報技術活用の可能性を中心に—』(共編著、東北大学出版会、2013年)など。

個人情報保護法の改正が求められる背景

現行の個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)は、2003年(平成15年)5月に成立した。それから10年以上が経過したが、この間、大きな見直しは行われていない。しかし、今国会(第189回通常国会)に提出された個人情報保護法の改正案は、従来の個人情報保護法を大きく変えるものとなっている。本稿執筆時点で国会における改正法案の審議が遅れているため、個人情報保護法の改正自体が行われるか不透明だが、本稿では、改正法案の内容を中心として述べることにしたい。

個人情報保護法の改正が必要となった背景には、この10数年間の情報通信技術の発展、インターネットの普及と利用形態の変化、経済のグローバル化の深化、個人を特定するマーケティングやプライバシーに関わるビジネスの急激な伸張、相次ぐ個人情報の流出・漏洩といわれる名簿屋対策の必要性といった事情が挙げられる。

すべてのものがインターネットにつながるというIoT(Internet of Things)時代が目前に迫ってきており、個人の行動履歴(位置情報履歴)や購買履歴、各種サービスの利用履歴等の利活用の有用性が改めて認識されてい

る。同時に、個人情報保護法上の「個人情報」に該当するのcaという線引きが難しい情報が増えており、プライバシーや個人情報の保護に関する国民の懸念や不安も大きくなっているのが現状であるといえよう。

また、情報が国境を越えて流通することが容易となった反面で、海外事業者には国内法で有効な規制を行うことが難しい。このため、個人情報保護法の適用を受けない海外事業者が一方的に有利になっているとして、国内外の事業者を平等に規制すべきであるというイコールフットリングも主張されるようになってきている。

個人情報保護法改正案について

上記のような状況を背景として、個人情報保護法の抜本的な改正が行われることとなった。改正案のポイントは、次のとおりである。

・個人情報の定義の明確化

個人情報に該当するのかが不明である情報が増えてきたため、個人情報の定義の明確化を図ることになった。具体的にはバイオメトリクス認証(生体認証)に関する情報や、ID情報等が挙げられる。また、人種、病歴、犯罪の経歴などのいわゆる機微情報については、「要配慮個人情報」という規定を置き、原則として取得が禁じられる。

・現行法のルールに適正化

現行の個人情報保護法においても、個人情報がむやみに他の事業者等に提供されないようにする仕組みが設けられているが、それが遵守されているとはいえない。このため、本人の同意を得ない第三者提供の届出・公表等の規定を設けることになった。

さらに、現行法では取り扱う個人情報の数が5,000件以下である個人情報取扱事業者に対しては適用除外規定が

設けられているが、これを撤廃することになった。

・個人情報保護の強化

個人情報の流出・漏洩が絶えず、名簿屋対策の必要性も高まっていることから、トレーサビリティの確保という規定が新たに設けられる。これは、個人情報を第三者提供する場合の確認及び記録の作成義務を事業者に課すものであり、提供する場合には日時や相手等を記録する義務が課せられることになった。また、他の事業者から入手する場合も、個人情報の取得の経緯等の確認義務が課せられ、違法な手段で収集されたものではないことを確認しなければならない。また提供を受けた記録の作成・保存義務も課せられる。

また、従来も保有する個人情報の正確性の確保が求められていたが、今回の改正では、正確性の確保の一環として、必要がなくなった個人情報は遅滞なく消去することが努力義務として定められることになった。

他方、従来は内部犯行によって従業員等が個人情報を外部に漏洩させたとしても、その従業員等を個人情報保護法によって直接処罰する規定を欠いていた。今回の改正では、不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪が新設され、従業員等を処罰することが可能となった。

・新たな利活用ルール

今回の個人情報保護法の改正の焦点の一つが、個人が特定化される可能性を低減したデータ（匿名加工情報）の取扱いについてであった。

ビッグデータ技術や複数のデータを照合する技術の進化により、氏名等を削除したとしても、他のデータと突合することによって個人が再識別されてしまう可能性は、理論的にはゼロではないとされている。しかし、そうであるとすると、個人が識別される可能性が残る情報は依然として個人情報としての扱いを受けることになり、本人の同意を得ずに目的外利用や第三者提供を行うことは原則としてできないということになる。

これに対して、インターネット企業等からは氏名等を削除したデータを自由に利活用したいという強い要望がある。結局、改正法では「匿名加工情報」という概念を設け、匿名化加工を行った情報については、個人情報保護委員会が今後定める規則に従って、本人の同意を得ないで第三者提供を行うことができるものとした。

また、個人情報の利用目的について、それを変更する

改正案の五つのポイント

①個人情報の定義の明確化

何が「個人情報」に該当するか定義を明確化し、グレーゾーンを排除

②現行法のルール of 適正化

第三者提供や共同利用に関する現行法の規定を徹底する

③個人情報保護の強化

個人情報を第三者提供する場合、第三者から入手する場合の確認及び記録の作成が義務付けられる(トレーサビリティ)

④新たな利活用ルール

匿名化加工を行った情報については、規則の範囲内で、本人の同意を得ずに第三者提供を行える

⑤第三者機関の設置

個人情報の保護に関する独立した第三者機関「個人情報保護委員会」が設置される

場合には、現行法では「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」としているが、改正法案では「相当の」を削除することとした。これによって、何らかの関連性があれば利用目的を変更することが可能になるので、事業者は利用目的の変更を行いやすくなるものと思われる。

・第三者機関の設置

改正法では、個人情報の保護に関する独立した第三者機関を設けるため、特定個人情報保護委員会を改組し、個人情報保護委員会を設置することとしている。個人情報保護委員会はプライバシー・コミッショナーとしての権能を持つことが予定されており、現行の主務大臣制から、個人情報保護委員会に監督権限が一本化されることになる。現状では、事業領域別に各主務大臣から個人情報保護のガイドラインが示されているが、今後はガイドラインが集約されることも予想される。

改正法の成立を前提とした対応が迫られる

今回の個人情報保護法改正は、全体として、個人情報の利活用の拡大と個人情報の保護強化という2つの趣旨を折衷的に盛り込んでいるのが特徴である。

匿名加工情報の新設や個人情報の利用目的変更の際の「相当」性要件の削除により、個人情報を利活用するビジネスが行いやすくなる面がある。他方で、個人情報の第三者提供に関するトレーサビリティの確保に関する義務など、事業者にとっては新たな対応を迫られる面もある。適用除外規定を撤廃することによる中小企業や個人事業主に対する影響も小さくない。事業者は、改正法の成立を前提として、対応を行っていく必要がある。